二　当該通算法人の当該特例対象事業年度の通算前所得金額
三　次に掲げる金額の合計額
イ　特例対象内国法人である他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額
ロ　他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額（当該他の対象通算法人の特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき他の事業年度の所得の金額をいう。）の合計額

10　法第六十条第四項第二号に規定する当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の特例対象事業年度の通算前所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。
一　他の通算法人の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額
二　当該通算法人の当該特例対象事業年度の通算前所得金額
三　他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額

11　法第六十条第五項に規定する政令で定める金額は、他の対象通算法人（同項に規定する他の対象通算法人をいう。以下この項において同じ。）の第七項第三号イに規定する他の軽減対象所得金額若しくは他の対象通算法人の同項第一号イに規定する特定事業等欠損金額又は他の対象通算法人の同項第一号ロに規定する他の軽減対象所得金額若しくは他の対象通算法人の同項第一号ロに規定する特定事業等欠損金額とする。

12　法第六十条第六項第一号に規定する政令で定める金額は、同項の内国法人の同項に規定する適用事業年度の通算前所得金額とする。

13　法第六十条第六項第一号に規定する政令で定める所得の金額は、同項の内国法人の同項に規定する適用事業年度に係る軽減対象所得金額とする。

14　第三項に規定する軽減対象所得金額及び同項ただし書に規定する全所得金額、第五項に規定する所得の金額、第七項第一号イに規定する特定事業等欠損金額及び通算前欠損金額、同項第三号イに規定する他の軽減対象所得金額並びに同号ロに規定する通算前所得金額並びに第九項第一号ロに規定する特定事業等欠損金額及び同項第三号ロに規定する他の軽減対象所得金額は、法第五十七条の七第一項、第五十七条の七の二第一項、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第一項、第二項及び第六項、第六十一条第一項及び第五項、第六十一条の三第一項、第六十六条の七第二項及び第六項、第六十六条の九の三第二項及び第五項並びに第六十六条の十三第五項から第十項まで並びに法人税法第二十七条、第四十条から第四十一条の二まで、第五十七条第一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十一条の十一第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項、第六十二条の九第一項、第六十四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第六項、第六十四条の八、第六十四条の十一第一項及び第二項、第六十四条の十二第一項及び第二項並びに第六十四条の十三第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第一項及び第二項の規定を適用せず、かつ、対象内国法人の特定対象事業年度若しくは当該特定対象事業年度終了の日において当該対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度又は特例対象内国法人の特例対象事業年度若しくは当該特例対象事業年度終了の日において当該特例対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した金額とする。

15　第三項、第七項、第九項、第十一項又は第十三項の規定を適用する場合において、第三項若しくは第七項の特定対象事業年度、同項第一号イの他の事業年度若しくは同項第三号イの他の事業年度、第九項第一号ロの他の事業年度若しくは同項第三号ロの他の事業年度又は第十三項の適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうちに法人税法第二十二条第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用で特定事業に係る所得を生ずべき業務と当該特定事業に係る所得以外の所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額（以下この項において「共通費用の額」という。）があるときは、当該共通費用の額は、収入金額、資産の価額その他の基準のうち、第三項の対象内国法人、第七項の通算法人、同項第一号イ若しくは第三号イ、第九項第一号ロ若しくは第三号ロ若しくは第十一項の他の対象通算法人又は第十三項の内国法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により特定事業に係る所得及び当該特定事業に係る所得以外の所得の金額の計算上の損金の額として配分するものとする。

第三十七条第一項中「同項の内国法人」を「対象内国法人（同項に規定する対象内国法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「特定事業」を「特定事業等」に、「次項及び第三項」を「以下この条」に、「同条第一項」を「同項」に、「当該内国法人」を「当該対象内国法人」に改め、同条第二項中「特定事業」を「特定事業等」に、「なるべき当該事業年度」を「なるべき対象内国法人の対象事業年度（同項に規定する対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）」に、「（第四項」を「（次項」に改め、同項ただし書中「が当該事業年度」を「が当該対象事業年度」に改め、「及び第四項」を削り、同条第五項中「の規定の」を「又は第五項の規定の」に、「同項」を「同条第一項」に、「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改め、「ものと」の下に「し、法第六十一条第五項の規定により益金の額に算入される金額は、同号イに規定する所得の金額に含まれないものと」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項、第三項又は第五項」に、「当該事業年度」を「第二項若しくは第三項の対象事業年度又は同項第一号の他の事業年度若しくは同項第三号の他の事業年度」に、「特定事業」を「特定事業等」に、「当該法人」を「第二項の対象内国法人、第三項の通算法人又は同項第一号若しくは第三号若しくは第五項の他の対象通算法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3　法第六十一条第三項に規定する当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。第二号及び次項において同じ。）に係る軽減対象所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。
一　他の対象通算法人（法第六十一条第三項に規定する他の対象通算法人をいう。以下この項及び第五項において同じ。）の特定事業等欠損金額（当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度（同条第三項第一号に規定する他の事業年度をいう。第三号及び次項において同じ。）において生ずる通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされるものを除く。次項第一号において同じ。）をいう。）の合計額
二　当該通算法人の当該対象事業年度に係る軽減対象所得金額
三　他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額（当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき他の事業年度の所得の金額をいう。）の合計額

4　法第六十一条第三項に規定する当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の対象事業年度の通算前所得金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額をいう。第二号及び第三号において同じ。）から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。
一　他の通算法人（法第六十一条第三項に規定する他の通算法人をいう。第三号において同じ。）の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額
二　当該通算法人の当該対象事業年度の通算前所得金額
三　他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額